

シナプス 個品割賦販売契約約款

株式会社シナプス（以下「当社」といいます。）は、パソコン及びその付属品または周辺機器（当社が指定するものに限り、以下合わせて「商品」といいます。）の販売について、この個品割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に基づき当社は購入者と、商品の割賦販売に係る契約（以下「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。

第1条（申込条件）

当社は、購入者が、当社のシナプス利用規約に定めるシナプスの契約者及びシナプスの利用者、もしくは個品割賦販売契約の申込みと同時にシナプスへの加入申込みをする者である場合に限り、個品割賦販売契約を締結します。

第2条（契約の申込方法及び承諾等）

購入者は、個品割賦販売契約の申込みをするときは、本約款を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

2 当社は、次の場合には個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その申込みをした者が、シナプス利用規約に定めるシナプスの利用料金等の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあるとき。
- (2) その申込みをした者が、シナプス利用規約第10条に定める利用の停止に該当するとき。
- (3) その申込みを承諾することが、当社の業務の遂行または技術上著しい支障があるとき。
- (4) その申込みの際に、虚偽の事実の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
- (5) その他当社が不適当と判断したとき。

第3条（契約の成立時点）

個品割賦販売契約は、当社が購入者からの個品割賦販売契約の申込みを承諾した旨を、購入者に通知した時をもって成立するものとします。

第4条（商品の引渡し及び所有権の移転）

商品は、個品割賦販売契約成立後に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第5条（賦払金の支払期日・支払方法）

購入者は、賦払金を、当社のシナプス利用規約第13条に定める料金の支払期日・支払方法にて、当社に支払うものとします。なお、賦払金の支払開始の前後にかかわらず、当社のシナプス利用規約に定める利用契約を個品割賦販売契約にかかる債務の完済前に解約した場合、個品割賦販売契約は有効に存続し、未払分の賦払金の合計を直ちに当社に支払うものとします。

第6条（契約事項の変更）

購入者は、当社に届け出た氏名、住所または連絡先などの変更をした場合は、速やかにその旨を、当社所定の方法により、当社へ通知するものとします。

2 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第7条（割賦債権の譲渡）

当社は、購入者に対する個品割賦販売契約に基づく債権を他の第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社等が購入者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

【割賦販売業者の名称及び住所】株式会社シナプス
鹿児島県鹿児島市中央町6-1

【問い合わせ・相談窓口等】

●シナプスサポートセンター（年中無休 9:00 - 21:00）

TEL : 099-813-8699 / FAX : 099-812-8110

メール : info@synapse.jp

●シナプス・ステーション（10:00 - 19:00）

鹿児島市中央町6-1 シナプスビル2階 TEL.099-813-8680 / FAX.099-214-2313

初版 2018年7月1日

見守りパック 重要事項説明書

①	サービス提供者	見守りパックは、シナプスを運営する株式会社シナプス（以下、「当社」とします。）が提供します。	
②	サービス名称	「見守りパック」（以下、「本サービス」とします。）	
③	サービスの内容	以下の内容のパッケージ提供となります。詳細については、本サービス利用規約第4条をご確認ください。 1. 見守りカメラ 2. 安心サポート	
④	問い合わせ連絡先	シナプスサポートセンター 電話：099-813-8699（受付時間 9:00～21:00 年中無休） メール：support@synapse.jp（24時間以内の回答）	
⑤	提供機器	「見守りカメラ」としてご利用いただく機器は、シナプスからご購入いただけます。	
⑥	料金	初期費用	契約ID登録料 1,000円（税込 1,100円） ※既にシナプスをご利用中の場合はご不要です。
		月額利用料金	480円（税込 528円）
⑦	支払方法	クレジットカード限定でのお申込み受付となります。 ※但し、既にシナプスでご契約中の方・本サービスと同時に当社のその他のサービスをお申込みの場合は、この限りではありません。	
⑧	割賦販売契約	見守りカメラとして提供するカメラは、以下の条件による割賦販売契約となります。「個品割賦販売契約約款」もあわせてご確認ください。 ・機器代金 9,600円（税込 10,560円） ・割賦契約期間 24ヶ月 ・単月割賦代金 400円（税込 440円） 本サービスご利用中は、毎月単月割賦代金と同額をお値引きいたします。 割賦契約期間中の解約の場合、見守りカメラ割賦契約残金を一括ご請求いたします。	
⑨	提供機器の故障・不具合	・修理をご希望の場合、メーカー保証期間か否かを問わず、直接製造メーカーへご連絡ください。 ・新たに購入をご希望の場合、当社にて承ります。ただし、利用期間が24ヶ月に満たない場合、見守りカメラ割賦契約残金を一括ご請求いたします。	
⑩	期間限定の割引の条件	本サービスの期間限定の割引の条件は、別に交付するキャンペーン特典説明書等をご確認ください。	
⑪	解約	本サービスの解約時に見守りカメラ割賦契約残金がある場合、一括にてご請求いたします。	
⑫	停止・廃止	利用料金のお支払いが滞りなどされた場合、本サービスは利用停止されます。利用停止後も利用料金をお支払いいただけない場合、本サービスのご契約は解約されます。この際、見守りカメラ割賦契約残金がある場合、一括にてご請求いたします。	
⑬	禁止事項	1. 以下の各項については禁止とし、発覚した場合には利用契約を解約する場合があります。 2. 利用規約第4条に定める利用目的に反した利用、もしくは第三者のプライバシーを侵害する行為（盗撮行為等を含む）、またはそのおそれのある行為。 3. 見守りカメラを利用した、他者の「肖像権」「著作権」をはじめ、音声を含む被写体のプライバシーに対する侵害行為、またはそのおそれのある行為。 4. 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく等、一般的不法行為、および違法行為、またはそのおそれのある行為。 5. 自己の権利のおよばない場所に、権利者の許可なく見守りカメラを設置する行為。 6. その他、当社が不適切と判断する行為。	
⑭	申込内容のご確認	ご契約の内容は、お申し込み後に郵送する「ご契約登録証」にて、ご確認ください。	
⑮	個人情報の扱い	本サービスの提供に必要なお客様の情報は、当社およびサービス提供に必要な事業者へ提供・共有します。	
⑯	お問い合わせ	本サービスに関するお問い合わせやサポートのご連絡は、シナプスサポートセンターまでご連絡ください。	

サービス提供
株式会社シナプス
鹿児島市中央町 6-1

お問い合わせ
サポート
シナプスサポートセンター
099-813-8699
support@synapse.jp
年中無休 9:00-21:00

オンライン
でのお手続き
お客様サービスカウンター
www.synapse.jp/sc/

みまもりパック申込書

株式会社シナプス 行

お申し込み日

年 月 日

「シナプス利用規約」「見守りパック利用規約」「SYNAPSE プライバシーポリシー」
「見守りパック重要事項説明書」「シナプス個別割賦販売契約約款」および支払い条件を承諾のうえ、以下の通り申し込みます。

ご署名

お客様の情報

ご契約者名 組織・団体の場合は 正式名称	フリガナ		
組織代表者様名 個人名義の場合は 記入不要です	フリガナ	組織ご担当者様 個人名義の場合は 記入不要です	フリガナ 部署名
ご住所	〒() ※集合住宅の場合は建物名・号数までご記入ください。		
生年月日 組織名義の場合は 担当者様の生年月日	大正・昭和 平成・西暦	年 月 日	保護者名 ご契約者が未成年の場合 ご記入ください
お電話	携帯電話	() -	
	固定電話	() -	
	FAX	() -	
連絡用 メールアドレス			

ご利用サービスのお申し込み

メニュー	<input checked="" type="checkbox"/> 見守りパック
利用開始日希望日	20 年 月 日 ※申込日から10日目以降をご指定ください。 ご指定がない場合、最短での対応となります。

お支払い方法 ※シナプスご利用中のお客様は記入不要です。

お支払い方法	<input type="checkbox"/> クレジットカード (※「ご契約者名」と同一名義に限ります。)
--------	---

取扱店コード
取扱店名
担当者名

当社利用欄

お客様番号	受付担当
	年 月 日
	登録担当
年 月 日	